



本巢市告示第 1 1 9 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

本巢市長 藤 原 勉



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	面積	筆数	森林所有者 件数	備考
1	根尾奥谷地区	370	3. 1 9 ha	1 1 筆	7 件	整理番号 集 R7 第 1 号～ 集 R7 第 7 号
2	根尾奥谷地区	372	1. 4 6 ha	4 筆	2 件 (内重複 1)	整理番号 集 R7 第 2 号 集 R7 第 11 号
3	根尾奥谷地区	377	3. 2 4 ha	4 筆	2 件	整理番号 集 R7 第 8 号、 集 R7 第 10 号

2 縦覧場所

本巢市役所産業経済部林政課（本巢市早野 255 番地）及び本巢市ホームページ

3 本公告により、本巢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。